

徳島県個人情報保護審査会答申第41号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年1月21日、異議申立人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○. ○日. 私と県「○○○, ○○」が協議した報告書（○○○が台帳のエツラン拒否した件）別添付（農山漁村振興課）」に該当する個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年2月3日、実施機関は、当該保有個人情報については、作成しておらず不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年2月8日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同年3月3日、異議申立ての一部を補正した。

4 諮問

平成28年3月14日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 開示請求時に、土地改良法に基づく○○○で選ばれた○○○であり、県が指導監督する立場からして、○○○請求の回答を県に訂正を求めたものであり、現場と協議するのは当たり前であり、拒否決定は可笑しい。更に、訴訟書類を提示して協議

したものであり、また少なくとも訴訟書類を添付している。

- (2) 私は、〇〇〇土地改良区の〇〇〇として、〇〇〇土地改良区に関し、県に是正を求めた経緯があり、その協議書を作成したものがあるのではないか。
- (3) 過去には、別の〇〇〇が県と相談した中で、協議書を県が作成している。私の分はないというが、本来あるのではないかとということで審査会で調べていただきたい。
- (4) 不正がある中で、〇〇〇として申し入れたこと、台帳の閲覧拒否した件に関して協議書がないというのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書等を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

〇〇〇土地改良区に対する指導権限については、南部総合県民局（阿南）にあり、土地改良法に基づき指導業務を行っているところである。

異議申立人が開示を求めている保有個人情報、異議申立人が農山漁村振興課へ〇〇〇土地改良区に対する指導について電話した内容の報告書と推察される。

農山漁村振興課で確認したところ、当該土地改良区に対する指導は、南部総合県民局（阿南）が行うものであることから、上司に口頭による報告を行ったのみであり、「協議した報告書」については、作成した事実はない。また、本件協議については、異議申立人からの電話によるものであり、異議申立人が主張している「訴訟書類」は、協議時に提示又は提出（添付）されていない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成しておらず不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

- (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「H〇. 〇. 〇日. 私と県「〇〇〇, 〇〇〇」が協議した報告書（〇〇〇が台帳のエツラン拒否した件）別添付（農山漁村振興課）」であり、異議申立人が、平成28年1月20日に農山漁村振興課に〇〇〇土地改良区に関して申し入れをしたことについて協議した報告書と解される。

- (2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、異議申立人から農山漁村振興課へ〇〇〇土地改良区

に対する指導について電話があったが、土地改良区に対する指導は、南部総合県民局（阿南）が行うものであることから、上司に口頭による報告を行ったのみであり、「協議した報告書」については、作成した事実はなく、また、本件協議については、異議申立人からの電話によるものであり、異議申立人が主張している「訴訟書類」は、協議時に提示又は提出（添付）されていないとのことである。

- イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、一般に協議した内容を報告する場合、協議内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。
- ウ 当該土地改良区の指導に関する権限は、南部総合県民局産業交流部にあることから、農山漁村振興課では、上司に口頭による報告を行い、協議した報告書を作成した事実はないとする説明に不自然な点も認められない。
- エ 以上のことから、本件請求についての実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 3月14日	諮 問
4月18日	実施機関からの理由説明書を受理
5月30日	審 議（第81回審査会）
6月29日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第82回審査会）
7月25日	審 議（第83回審査会）
9月 1日	審 議（第84回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
-----	-------	-----

大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	平成28年8月1日就任
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)